北本市重度障害者移動支援事業

福祉部障がい福祉課

1 北本市重度障害者移動支援事業概要

●目的

移動が困難な肢体不自由者及び虚弱老人に対し、リフト付き自動車を貸し出すことにより、社会に積極的に参加する機会を確保し、もって肢体不自由者及び虚弱老人の福祉の増進を図ることを目的とする。

●内容

障がいの程度が重く車いすを使用している者、歩行することが困難な者にリフト付き自動車を貸し出す。リフト付き自動車の運転手は利用者が確保し、使用する1週間前までに申請。利用期間は3日以内。利用料金は無料とし、利用者は燃料費のみ負担する。

この事業は、地域生活支援事業費補助金等の対象になっている(国50%、県25%であるが、実際は国30%、県15%)。

●根拠法令等

北本市重度障害者移動支援事業実施要綱

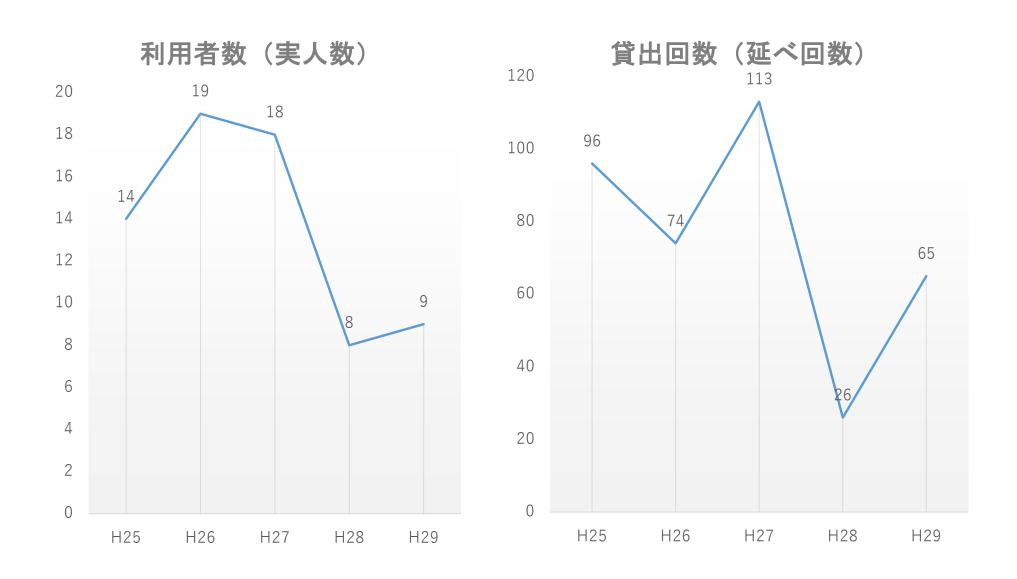
2 運営状況

(1) 事業費決算額

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
648,000	602,000	599,000	596,000	596,000



(2)利用者数と貸出回数



3 他市の類似事業

市町村名	内容	利用料	事業実施団体
北本市	ハンディキャブの貸出	燃料費は利用者負担	北本市社会福祉協議会(市の委託事業)
上尾市	リフト付き車両の貸出	無料	上尾市社会福祉協議会(自主事業)
桶川市	福祉車両の貸出	1,200円/年 県内2,000円/1日 県外3,000円/1日 燃料費は利用者負担	桶川市社会福祉協議会(自主事業)
鴻巣市	障害者用送迎自動車の貸出	10円/1km	鴻巣市社会福祉協議会(市の委託事業) (委託料H30予算 355千円)
伊奈町	チェアキャブの貸出	伊奈町、上尾市、蓮 田市への利用は無料 その他は燃料費は利 用者負担	伊奈町社会福祉協議会(自主事業)

4 課題

(1) 利用者が運転手を確保する必要があることから、 利用者が限られ、利用者数は減少傾向にある。

(2) 利用者が運転手を確保することから、事故等に対する不安がある。

(3)貸出中の車両故障、事故等の対応が難しい。

5 事業を廃止した場合の影響

- (1) 福祉車両の貸出については民間事業者も増え、手軽に利用することができるが、一般的に1日あたりおおよそ8千円の費用がかかる。
- (2) 北本市社会福祉協議会では、移送サービス事業として、公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等に対して実費の範囲内での送迎等を行っている。